E_{19} ＝ 0.0237
E_{20} ＝ 0.02389
E_{21} ＝ 0.02300
E_{22} ＝ 0.02256
E_{23} ＝ 0.02219
E_{24} ＝ 0.02230
E_{25} ＝ 0.0224
E_{26} ＝ 0.0220
E_{27} ＝ 0.0203
E_{28} ＝ 0.0207
E_{29} ＝ 0.0209
E_{30} ＝ 0.01035
$E_{令元}$＝ 0.00974
$E_{令2}$＝ 0.00172
$E_{令3}$＝ 0.00274
$E_{令4}$＝ 0.00452

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の２分の１以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和 47 年度から昭和 51 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和 58 年度から平成４年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

H　昭和 58 年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成 15 年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成３年度から平成 12 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成 25 年度及び平成 26 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_n　n 年度（平成 27 年度以降に限る。）において発行に

E_{19} ＝ 0.0238
E_{20} ＝ 0.02390
E_{21} ＝ 0.02300
E_{22} ＝ 0.02258
E_{23} ＝ 0.02220
E_{24} ＝ 0.0225
E_{25} ＝ 0.0225
E_{26} ＝ 0.0221
E_{27} ＝ 0.0204
E_{28} ＝ 0.0207
E_{29} ＝ 0.0109
E_{30} ＝ 0.01037
$E_{令元}$＝ 0.00107
$E_{令2}$＝ 0.00172
$E_{令3}$＝ 0.00274

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の２分の１以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和 47 年度から昭和 51 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和 58 年度から平成４年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

H　昭和 58 年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成 15 年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成３年度から平成 12 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成 25 年度及び平成 26 年度について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_n　n 年度（平成 27 年度以降に限る。）において発行に